

ICT活用工事（小規模土工）実施要領

（趣 旨）

第1条 今後、生産年齢人口の減少が予想される中、建設現場における生産性向上は避けられない課題となっている。企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金水準の向上を図るとともに、安全性の確保を推進していく必要がある。

そこで、埼玉県県土整備部発注工事において、情報通信技術（ICT）の全面的な活用の推進を実施するものである。

この要領は、埼玉県県土整備部が発注する建設工事において、「小規模土工におけるICTの全面的な活用」（以下、「ICT活用工事（小規模土工）」という。）を実施するために必要な事項を定めたものである。

（対象とする工事）

第2条 ICT活用工事（小規模土工）は、次の工種を含む全ての発注工事を対象とする。

- ・河川土工、道路土工

なお、小規模土工とは、下記の作業内容を対象とする。

- ・1箇所当りの施工土量が100m³程度までの掘削、積込み及びそれらに伴う運搬作業
- ・1箇所当りの施工土量が100m³程度まで、又は平均施工幅2m未満の床掘り及びそれに伴う埋戻し、舗装版破碎積込（舗装厚5cm以内）、運搬作業
また、適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、レキ質土）とする。「1箇所当り」とは目的物（構造物・掘削等）1箇所当りのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。

（ICT活用工事（小規模土工））

第3条 ICT活用工事（小規模土工）とは、以下に示す①（選択）②③⑤の段階においてICTを活用する工事とする。

【施工プロセスの各段階】

① 3次元起工測量

起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するため、下記（1）～（8）から選択（複数以上可）して起工測量を実施してもよい。

- (1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- (2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- (3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- (4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- (5) TS等光波方式を用いた起工測量
- (6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- (7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- (8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で計測した測量データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用いて、次の1)に示すICT建設機械により施工する。

但し、施工現場の環境条件により、ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を選択できるものとするが、従来型建設機械による施工においても、丁張設置等には積極的に3次元設計データを活用するものとする。

位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・道路土工の掘削を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

基本的に作業土工であるため該当なし

⑤ 3次元データの納品

②による3次元設計データを、工事完成図書として電子納品する。

(施工範囲)

第4条 具体的な工事内容および対象範囲は発注者と協議するものとする。な

お、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

(発注方式)

第5条 ICT活用工事（小規模土工）の発注は、受注者希望型によるものとする。

(受注者希望型)

第6条 受注者希望型は、受注者からの希望によりICT活用工事（小規模土工）を実施するものとする。

2 発注に当たっての積算は、ICTによらない従来の積算基準によるものとする。

3 発注者は、発注に際して特記仕様書にICT活用工事（小規模土工）の対象であることを明示し、発注手続きを行うものとする。

4 受注者は、ICT活用工事（小規模土工）の実施を希望する場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行うものとする。

5 発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、受注者は、ICT活用工事（小規模土工）を実施することができるものとする。

(基準)

第7条 ICT活用工事（小規模土工）の実施にあたっては、国土交通省が定めた要領及び基準を準用するものとする。準用する要領及び基準については、別途定める。

2 ICT活用工事（小規模土工）の関連工事として、付帯構造物設置工及び作業土工（床掘）にICT施工技術を活用する場合においても同様とする。

(工事完成図書の納品)

第8条 工事完成図書の納品にあたっては、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づくもののほか、次のとおりとする。

① 電子成果品のフォルダ構成については、電子媒体のルート直下に「ICON」フォルダを置く。

② 「ICON」フォルダには、ICT活用工事（小規模土工）に係る電子データファイルに関連する要領及び基準等に従い格納する。

(ICT機器類及び貸与品)

第9条 第3条の施工のために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。また、施工に必要なICT活用工事（小規模土工）用データは、

受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に発注者と協議するものとする。

- 2 発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するものとする。また、ICT活用工事（小規模土工）を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

（ICT活用工事（小規模土工）の費用）

第10条 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工及び土工以外の工種に関するICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ協議を行い、協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、下記の要領を準用して計上することとする。

- ・ICT活用工事（小規模土工）積算要領*

※国土交通省HP「要領関係等（ICTの全面的な活用）」に記載

【https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html】

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

（調査への協力）

第11条 発注者がICT活用工事（小規模土工）に係るアンケート調査を実施する場合は、受注者は発注者に協力するものとする。

附 則

この要領は、令和6年 2月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月 1日から施行する。

特記仕様書の記載例

【ICT活用工事を「発注者指定型」で発注する場合】

(ICT活用工事について)

第〇〇条 本工事は、施工プロセスの各段階において、3次元データ等を活用するICT活用工事(〇〇)とする。※対象工種を記入する。

2 実施にあたっては各実施要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/i-con.html>

【ICT活用工事を「受注者希望型」で発注する工事】

(ICT活用工事について)

第〇〇条 情報通信技術(ICT)の全面的な活用を推進するため、施工プロセスの各段階において、3次元データ等を活用するICT活用工事(〇〇)を、受注者の提案・協議により選択できるものとする。

※対象工種を記入する

2 対象となる工種の実施にあたっては各実施要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/i-con.html>